

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第11節 特恵関税等	第11節 特恵関税等
(少額貨物についての原産地の認定等)	(少額貨物についての原産地の認定等)
8の2 - 4の2 令第27条第2項に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。 「課税価格の総額」とは、1の輸入申告等（特例申告を含む。以下この項において同じ。）又は関税法第76条第3項の規定による1の通知に係る特恵関税等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1の輸入申告等とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品（蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。）に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行われたものとして処理するものとし、同項の通知についてもこれに準ずる。 ～（省略）	8の2 - 4の2 令第27条第2項(少額貨物についての原産地の認定)に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。 「課税価格の総額」とは、1の輸入申告等（特例申告を含む。以下この項において同じ。）又は関税法第76条第3項(輸出入郵便物についての日本郵政公社から税關への通知)の規定による1の通知に係る特恵関税等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1の輸入申告等とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品（蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。）に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行つた場合には1の輸入申告等が行われたものとして処理するものとし、同項の通知についてもこれに準ずる。 ～（同左）
(農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等)	(農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等)
9 - 10 令第34条第1項第16号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 （省略） 保税作業により得られた農林漁業用重油等の取扱い 軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等が、令第6条に規定する「保税作業により、本邦に到着した軽油に該当する石油製品に係る税納付済みの石油製品を混合して得られたもの」である場合には、輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告）の際に、当該保税作業に係る保税作業終了届（C - 3260）を提示させること等により、法の別表第1第2710.19号の1の Aの(b)の に規定する性質を有するものであることを確認するものとする。 （省略） 混合の取扱い 軽減税率の適用を受けた農林漁業用重油等（以下本項において「無税	9 - 10 令第34条第1項第16号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 （同左） 保税作業により得られた農林漁業用重油等の取扱い 軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等が、令第6条(石油製品の混合)に規定する「保税作業により、本邦に到着した軽油に該当する石油製品に係る税納付済みの石油製品を混合して得られたもの」である場合には、輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告）の際に、当該保税作業に係る保税作業終了届（C - 3260）を提示させること等により、法の別表第1第2710.19号の1の Aの(b)の に規定する性質を有するものであることを確認するものとする。 （同左） 混合の取扱い 軽減税率の適用を受けた農林漁業用重油等（以下本項において「無税

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>重油等」という。)に係る混合の取扱いについては、次による。</p> <p>イ 輸入の許可を異にする無税重油等の混合は認めて差し支えない。この場合には、輸入の許可を異にする無税重油等がそれぞれ搬入の順序に従つて同一のタンク等に蔵置されているものとして取り扱う。</p> <p>口 (省略)</p> <p>振替使用的の取扱い</p> <p>無税重油等を必要とする地域に無税重油等がない場合において、当該地域以外の地域にある無税重油等を当該地域に輸送したのでは需要に間に合わない等やむを得ない事情があるときは、次により、当該地域にある他の重油等と当該地域以外の地域にある無税重油等との振替を認めて差し支えない。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>二 振替を承認したときは、申請書のうち1通（承認書用）を承認書として申請者に交付する。この場合における承認年月日は、申請書の提出年月日（郵送されたものについては、<u>郵便事業株式会社</u>の消印年月日）とする。</p> <p>ホ及びヘ (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>用途確認</p> <p>農林漁業用重油等の用途確認については、次による。</p> <p>イ 無税重油等が消費者に販売された場合においては、全国農業協同組合連合会（全農）全国漁業協同組合連合会（全漁連）又は全国石油業協同組合連合会（全石連）において購入証明書（注）を一括して、その輸入地を所轄する税關官署あてに提出することになっているので、無税重油等の用途確認の際の参考にする。</p> <p>(注) 購入証明書は、全農、全漁連及び全石連に対する農林水産省及び通商産業省の行政指導により、無税重油等の用途確認の際の参考とするため、提出させているものである。なお、無税重油等と他の重油等以外の石油を混合した場合においては、この証明書の数量欄には、購入された混合後の石油の数量を記載するほか、当該数量に含まれる無税重油等の数量を<u>かっこ書</u>により内書として記載することとなっている。</p> <p>口 (省略)</p>	<p>重油等」という。)に係る混合の取扱いについては、次による。</p> <p>イ 輸入の許可を異にする無税重油等の混合は認めて差し支えない。この場合には、輸入の許可を異にする無税重油等がそれぞれ搬入の順序に従つて同一のタンク等に蔵置されているものとして取り扱う。</p> <p>口 (同左)</p> <p>振替使用的の取扱い</p> <p>無税重油等を必要とする地域に無税重油等がない場合において、当該地域以外の地域にある無税重油等を当該地域に輸送したのでは需要に間に合わない等やむを得ない事情があるときは、次により、当該地域にある他の重油等と当該地域以外の地域にある無税重油等との振替を認めて差し支えない。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>二 振替を承認したときは、申請書のうち1通（承認書用）を承認書として申請者に交付する。この場合における承認年月日は、申請書の提出年月日（郵送されたものについては、<u>日本郵政公社</u>の消印年月日）とする。</p> <p>ホ及びヘ (同左)</p> <p>(同左)</p> <p>用途確認</p> <p>農林漁業用重油等の用途確認については、次による。</p> <p>イ 無税重油等が消費者に販売された場合においては、全国農業協同組合連合会（全農）全国漁業協同組合連合会（全漁連）又は全国石油業協同組合連合会（全石連）において購入証明書（注）を一括して、その輸入地を所轄する税關官署あてに提出することになっているので、無税重油等の用途確認の際の参考にする。</p> <p>(注) 購入証明書は、全農、全漁連及び全石連に対する農林水産省及び通商産業省の行政指導により、無税重油等の用途確認の際の参考とするため、提出させているものである。なお、無税重油等と他の重油等以外の石油を混合した場合においては、この証明書の数量欄には、購入された混合後の石油の数量を記載するほか、当該数量に含まれる無税重油等の数量を<u>かっこ書</u>により内書として記載することとなっている。</p> <p>口 (同左)</p>